

空き家バンク物件登録チェックシート

※次の①～⑮について、確認及び同意いただける場合はチェック欄に☑をお願いいたします。

※登録申請をする場合は、すべての項目に☑が必要です。

①～⑥は、空き家バンク登録申請者様及び登録希望空き家についてお伺いします。

①	登録を希望する空き家は、次の登録対象外のものではありません。 【登録対象外のもの】 ・ 賃貸を目的として建築されたもの ・ 所有者等が暴力団関係者であるもの ・ 不動産業を営む者が所有するもの ・ 抵当権や仮登記が設定されているもの	☐
②	登録申請者は、空き家の所有権又は売却若しくは賃貸に関する権利を有しています。	☐
③	現在、空き家及び敷地は適正に管理しています。	☐
④	過去に、何らかの事故が発生した事実はありません。	☐
⑤	登録を希望する空き家は、法令等を遵守して建築された建物です。 ※建築基準法などの法令に反している場合は、改善後に登録申請をお願いします。	☐
⑥	登録を希望する空き家は、現在不動産事業者等と媒介の契約をしていません。（一般、専任、専属専任を問わず媒介契約をしている場合、空き家バンクに登録できません。）	☐

⑦～⑭は、不動産取引及び那須塩原市空き家バンク制度についての確認内容です。

⑦	空き家に関する交渉・契約などの媒介行為は、市が協定を結んでいる団体（※）が選任する団体に所属する市内不動産事業者（以下、「担当媒介業者」という。）が行い、媒介成立時には法で定められた媒介手数料が発生します。	☐
⑧	登録申請後、市及び担当媒介業者が空き家の調査を行います。建物の内部も調査しますので、申請者の立会いが必要です。（申請者が立会えない場合は、代理の方が立会うことができます。）	☐
⑨	空き家の調査では、建築確認済証（建築確認通知書）や検査済証、固定資産評価証明書などの書類が必要になることがあります。	☐
⑩	調査の結果、空き家の状態や権利関係により登録できない場合があります。	☐
⑪	空き家バンクを通じて知り得た個人情報等は、空き家バンク制度以外の目的で利用できません。	☐
⑫	空き家バンクでは、所有者と利用希望者が直接交渉を行うことはできません。（市ではトラブル回避のため、必ず担当媒介業者が媒介行為を行います。）	☐
⑬	市は、交渉や契約等で発生するトラブルには一切関与しません。	☐
⑭	空き家バンクの登録期間は2年間です。期間中に契約が成立しなかった場合、登録を抹消します。引き続き登録を希望する場合には、再度登録申請が必要です。	☐

※団体：栃木県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会栃木県本部

⑮は登録物件の情報提供方法についての確認内容です。

⑮	空き家バンクへの登録後、建物の概要や写真、間取り等の物件情報を市のホームページ及び窓口 その他関連ホームページに掲載します。	☐
---	---	--------------------------

上記項目について、確認し同意しました。

令和 年 月 日

氏 名 : _____

生 年 月 日 : T ・ S ・ H 年 月 日